経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定の説明書

外

務

省

15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	_	2	1		
協	ビ	政	知	競		電	自	サ	強	衛	税	原	物	総	協 定	協	協	概 説	
力	ジュ	府	的	争	投資	子	然	1	制	生植	関手	産地	品	則	の	定締	定の	:	
(第	イス	調達	財 産	(第	(第	商取引	人の	ビスの	制規格、	植物	于 続	地規則	の貿易	(第 一	容	結	成		
(第十五章)	ジネス環境	(第	(第	(第十一章)	(第十章)		移 動	の 貿		物検疫措置	続及び貿易円滑化			一 章 〕	内容	の 意	成立経緯…		
章)	の整備	(第十三章)	(第十二章)	章)	:	(第九章)		貿易	任意規格及び	措置	貿易	(第三章)	(第二章)	:		意 義 :	緯 :		
÷	壷備	一章	一章	÷		章	(第八章)	(第	格		円	一 章 〕	一章				-	÷	
÷	(第		÷	:		÷		(第七章)	及び	(第五	<i>浑</i> 化	:	÷					÷	
	(第十四章)								適合	章	(第								
	[章 〕								適合性評価手続	-	(第四章)								
	÷								一価		早 〕 ·								
÷	÷		:	:	÷		:	:	手続	:	:	-	:		:	:	:	÷	
÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷		÷	÷	÷	÷	:	÷	÷	÷	÷	
÷	÷	÷		÷	÷	÷	÷	÷	(第六章)	÷	÷					÷	÷	÷	
									早 〕 ·										
÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	
	-																		
÷	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:		:		:	÷	
÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	-			÷	÷	÷	:	
										÷									
÷	÷		:	:	:		:	÷			:	-			:	:	÷	÷	
	-							÷		÷									
	-																		
÷			-							-							÷	÷	
÷							÷	÷		÷							÷	÷	
	-																		
÷	÷	:	÷	:	÷	÷	:	:	:	:	÷	i	:		:	:	:	÷	
÷	-	-	-				÷		-				-			-			
÷	÷	:		:	÷		:	÷	÷	i	÷	÷	÷		÷	÷	÷		\sim
六	六	六	兀	匹	_	\bigcirc	0	八	七	七	六	匹		<u> </u>	<u> </u>		_	<u> </u>	ージ

目

次

Ξ				
	19	18	17	16
協定の実施のための国内措置		附属書	最終規定(第十七章)	》 紛争解決(第十六章) ····································

概説

1 協定の成立経緯

れた。 十七年(二千十五年)二月十日に東京において、 開始することについて一致し、 平成二十四年(二千十二年)三月、 同年六月から両国間で交渉を行った結果、 我が国とモンゴル国との間の首脳会談において、二国間の経済連携協定の締結に向けた交渉を 我が方安倍内閣総理大臣と先方サイハンビレグ首相との間でこの協定の署名が行わ 協定案文について最終的合意をみるに至ったので、 平成二

2 協定締結の意義

る。 互恵的な経済連携が構築されることを通じ、 この協定の締結によって、我が国とモンゴル国との間の貿易及び投資の自由化及び円滑化が促進され、 両国経済が一段と活性化し、 ひいては両国関係全般が一層緊密化することが期待され また、 幅広い分野において

二 協定の内容

実施取極が作成されている。 この協定は、 前文、本文二百三箇条及び末文並びに協定の不可分の それらの概要は、 次のとおりである。 部を成す附属書から成っている。 また、 この協定に関連し、

1 総則(第一章)

協定の目的について定める(第一・一条)。

協定における用語の一般的定義について定める(第一・二条)。

- (3)ものとすること等について定める 各締約国は、 協定の対象となる事項に関する法令、 (第一・三条)。 般に適用される司法上の決定等を速やかに公表し、 又は公に利用可能な
- (4)持する旨定める 各締約国は、 自国の法令に従い、 (第 一・四条)。 かつ、 実施可能な範囲内で、 協定の対象となる事項に関する公衆による意見提出の手続を維
- (5)締約国の権限のある当局は、 協定の実施及び運用に関連し、 又は影響を及ぼす行政上の決定を求める申請について、 合理的な

いて定める(第一・十一条)。(1) 両締糸国は、世界貿易機関設立協定又は両締糸国が締結しているその他の協定に基づく権利及び義務を再確認すること等につ
協定中の一定の規定に関する一般的例外及び安全保障の
(9) 一定の場合を除くほか、協定の規定は、租税に係る課税措置については、適用しないこと等について定める(第一・九条)。
提供を要求するものではない旨定める(第一・八条)。
るとともに、協定のいかなる規定も、締約国に対し、秘密の情報であって、その開示が法令の実施を妨げることとなるもの等の
(8) 一方の締約国は、自国の法令に従い、他方の締約国が協定に従って秘密のものとして提供した情報の秘密性を保持する旨定め
に、適当な措置をとる旨定める(第一・七条)。
(7) 各締約国は、自国の法令に従い、協定の対象となる事項に関する自国の公務員による腐敗行為を防止し、及び阻止するため
われるために、裁判所又は手続を維持すること等について定める(第一・六条)。
(6) 締約国は、協定の対象となる事項に関する行政上の行為について、速やかな審査及び正当な理由がある場合にはその是正が行
期間内に当該申請に関する決定を申請者に通知すること等について定める(第一・五条)。

2 物品の貿易(第二章)
 五条)。

(14) (13)

(15)

各締約国は、協定に関する全ての事項について両締約国間の連絡を円滑にするため、連絡部局を指定する旨定める(第一・十

協定の効力発生の日に設置される小委員会及びその任務について定める(第一・十四条)。

両締約国政府の代表者から成る合同委員会の設置及びその任務等について定める(第一・十三条)。

両締約国政府は、協定を実施するための詳細及び手続を定める別の取極(実施取極)を締結する旨定める(第一・十二条)。

(12)

() 一般規則(第一節)

(2)

(1) 第二章における用語の定義について定める(第二・一条)。

両締約国間で取引される物品の分類は、統一システムに適合したものとする旨定める(第二・二条)。

- (4)(3)5 る て定める (第二・三条) 方の締約国は、 方の締約国は、 (第二・ 四条) 千 他方の締約国 -九 百 0 九十四年のガット第三条の規定の例により、 の原産品につい て、 附属書一 の 自国 の表に従って、 他方の締約国の産品に対して内国民待遇を与える旨定め 関税を撤廃し、 又は引き下げること等につ
- (6)(5)関税評価協定第一 い ずれの締約国 ť 部の規定は、 農業協定附属書一に掲げる農産品について、 両締約国間で取引される物品の課税価額の決定について準用する旨定める(第二・五条)。 世界貿易機関設立協定に基づく義務に適合し ない輸出補助 金

0

を新設し、

又は維持してはならない旨定める(第二・六条)

- (7)ため かに、 当該他方の締約国 新設し、 いずれの一方の締約国も、 の販売について、 当該他方の締約国に対して関連する情報を利用可能なものとし、 又は維持してはならない旨定めるとともに、 への輸出について関税以外の禁止又は制限を新設する場合には 関税以外の禁止又は制限であって世界貿易機関設立協定の規定に基づく義務に適合しないいかなるものも 他方の締約国の産品の輸入について、 一方の締約国は、 又は他方の締約国に仕向けられる産品 又は通報するよう努める旨定める(第二・七条)。 両締約国が合意する産品の他方の締約国からの輸入又は その新設の前に、 又はその後できる限り速や の輸出若しくは輸出 の
- (1)締約国は、 一定の要件を満たす場合には、二国間セーフガード措置をとることができること等について定める(第二・八条)。

(二)

セーフガード措置

(第二節

- (2)二国間セーフガード措置をとるに当たっての条件及び制限について定める(第二・九条)。
- (3)二国間セーフガード措置をとるに当たっての調査手続について定める(第二・十条)。
- (4)二国間セーフガード 措置をとるに当たっての通報及び協議について定める(第二・十一条)。
- (5) 二国間セーフガード措置に係る補償について定める(第二・十二条)。
- (6) 暫定的な二国間セーフガード措置について定める(第二・十三条)。
- (7)係について定める 締 :約国が協定に基づいてとることのできる二国間セーフガード措置と世界貿易機関設立協定に基づくセーフガード措置との (第二・十四条)。 阒

Ξ

(8)第二節の規定に基づく両締約国間 の連絡については、 英語により行う旨定める(第二・十五条) 0

(9)十六条)。 両締約国は、 協定の効力発生の日から十年を経過した後、必要に応じ、 第二節の規定について見直しを行う旨定める (第二・

(三)他の規定(第三節)

- (1)定の規定に基づいて措置をとることを妨げるものと解してはならない旨定める(第二・十七条)。 第二章のいかなる規定も、 締約国が千九百九十四年のガット第六条、ダンピング防止協定及び補助金及び相殺措置に関する協
- (2)て定める(第二・十八条)。 第二章のいかなる規定も、 締約国が国際収支上の目的のために措置をとることを妨げるものと解してはならないこと等につい
- (3)物品の貿易に関する小委員会の設置及びその任務等について定める(第二・十九条)。
- (4)条)。 合同委員会は、 協定の効力発生の日に、 物品の貿易のための運用上の手続規則を採択すること等について定める(第二・二十
- (5)る旨定める(第二・二十一条)。 両締約国は、 第十五章の規定に従い、 輸出締約国から輸入締約国に輸出される中古の四輪自動車の分野において相互に協力す
- 3 原産地規則(第三章)
- (1) 第三章における用語の定義について定める(第三・一条)。
- (2) 締約国の原産品について定める(第三・二条)。
- (3) 締約国において完全に得られ、又は生産される産品について定める(第三・三条)。
- (4) 産品の原産資格割合を算定する計算式等について定める(第三・四条)。
- (5)において当該産品を生産するための材料として使用される他方の締約国の原産品を当該 産品が一方の締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、 当該一方の締約国は、 方の締約国の原産材料とみなすことが 一定の条件の下で、 当該一方の締約国

できること等について定める(第三・五条)。

兀

- (6)れ る品 産品の生産に使用される非原産材料が全体として特定の割合を超えない場合には、当該非原産材料が当該産品について適用さ 目別規則 (附属書二) を満たしているか否かは考慮しないこと等について定める (第三・六条)
- (7)七条)。 産品につい て、 単純な作業が行われたことのみを理由として締約国の原産品としてはならないこと等について定める (第三・
- (8)他方の締約国 の原産品が積送基準を満たすための条件について定める(第三・八条)。
- (9)場合であっても、 ____ 定の要件を満たす産品については、 当該他方の締約国の原産品とみなすこと等について定める(第三・九条)。 組み立ててないか又は分解してある状態で一方の締約国に他方の締約国から輸入される
- (10) るか否かについては、 ること等について定める れる場合において、当該産品が当該締約国の原産品であるか否かを決定するときは、 在庫において混在している代替性のある締約国の原産材料及び当該原産材料と代替性のある非原産材料が産品 当該締約国における一 (第三・十条)。 般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って決定することができ これらの材料が当該締約国の原産材料であ の生産に使用さ
- (11) 条) 。 間接材料については、 生産される場所のいかんを問わず、 産品が生産される締約国の原産材料とみなす旨定める (第三・十一
- (12) 産品と共に納入される附属品、 予備部品又は工具の扱いについて定める(第三・十二条)。
- (1) 小売用の包装材料及び包装容器の扱いについて定める(第三・十三条)。
- (14) 輸送用及び船積み用のこん包材料及びこん包容器の扱いについて定める(第三・十四条)。
- (15) 定める 輸入締約国は、 (第三・十五条) 輸出締約国の原産品について、協定に従い、 原産地証明書に基づき関税上の特恵待遇を与えること等について
- (1) 原産地証明書の発給等について定める(第三・十六条)。
- (17) 原 産 地 証明書の発給を受けた輸出者等の輸出に関する義務について定める(第三・十七条) 0
- 輸入締約国の税関当局は、 輸出締約国から輸入される産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かを決定するため、 当該輸出

(18)

Ŧī.

締約国 条) の権限のある政府当局に対し、 情報を原産地証明書に基づいて要請することができること等について定める(第三・十八

- (19) 輸入締約国の税関当局による原産品であるか否かについての確認のための訪問について定める(第三・十九条)
- (20) 輸入締約国の税関当局が関税上の特恵待遇を与えないことができる場合等について定める(第三・二十条)。
- (21) \mathcal{O} いて定める 各締約国は、 (第三・二十一条)。 自国の法令に従い、 第三章の規定に従って自国に秘密のものとして提供される情報の秘密性を保持すること等に
- (2) 輸入締約国の税関当局は、軽微な誤りを考慮しない旨定める(第三・二十二条)。
- (23) \mathcal{O} 他の制裁を定め、 各締約国は、 輸出者等が虚偽の申告書その他の文書を輸出締約国の権限のある政府当局等に提出した場合には、 又は維持すること等について定める(第三・二十三条)。 適当な罰則そ
- (24) 輸入締約国と輸出締約国との間の連絡については、英語により行う旨定める(第三・二十四条)。
- (25) 原 産 地規則に関する小委員会の設置及びその任務等について定める (第三・二十五条)。
- (26) 六条)。 合同委員会は、 協定の効力発生の日に、 原産地規則のための運用上の手続規則を採択すること等について定める(第三・二十
- 4 税関手続及び貿易円滑化(第四章)
- (1) 第四章の適用範囲及び目的について定める(第四・一条)。
- (2) 第四章における関税法令の定義について定める(第四・二条)。
- (3)なものとすることを確保すること等について定める(第四・三条)。 各締約国は、 自国の関税法令に関して一般に利用される全ての関連情報を、 いかなる利害関係者についても、 容易に利用 可能
- (4)各締約国が両締約国間で取引される物品の速やかな通関のために行う事項等について定める (第四・四条)。
- (5)各締約国は、 両締約国で取引される物品の一時輸入のための手続を引き続き容易にすること等について定める (第四・五条)。
- (6)輸入締約国 は 定の場合には、 物品の輸入に先立ち、 当該物品の関税分類及び関税評価等の事項について、 事前の教示を書

六

面により行うよう努める旨定める(第四・六条)。

- (7)両 締約国は、 税関手続の分野において相互に協力し、 及び情報を交換する旨定める (第四・七条)。
- (8)税関手続及び貿易円滑化に関する小委員会の設置及びその任務等について定める(第四・八条)。
- 5 衛生植物検疫措置(第五章
- (1) 第五章の適用範囲について定める(第五・一条)。
- (2)(第五・二条) 両締約国は、 衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく衛生植物検疫措置に関する権利及び義務を再確認する旨定める
- (3)(第五・三条) 両締約国は、 衛生植物検疫措置の調和に関連する事項について、できるだけ広い範囲にわたり協力するよう努める旨定める
- (4)と等について定める 適切 輸入締約国は、 な保護の水準を達成することを客観的に証明するときは、 輸出締約国が当該輸入締約国に対し当該輸出締約国の衛生植 (第五・四条) 0 当該輸出締約国の衛生植物検疫措置を同等なものとして認めるこ 物検疫措置が当該輸入締 約国 \mathcal{O} 衛生植物検疫上の
- (5)所を指定する旨定める 方の締約国は、 衛生植物検疫措置に関する他方の締約国からの全ての妥当な照会に応じ、 (第五・五条)。 及び関連する情報を提供する照会
- (6)衛生植物検疫措置に関する小委員会の設置及びその任務等について定める (第五・六条)。
- (7)第十六章の規定は、 第五章の規定については、 適用しない旨定める (第五・七条)。
- 強制規格、任意規格及び適合性評価手続(第六章)

6

- 第六章の適用範囲について定める(第六・一条)。
- (2) 第六章の目的について定める(第六・二条)。
- (3) 第六章における用語の定義について定める(第六・三条)。
- (4)両締約国は、 貿易の技術的障害に関する協定に基づく強制規格、 任意規格及び適合性評価手続に関する権利及び義務を再確認

七

する旨定める(第六・四条)。

- (5)規格及び適合性評価手続の基礎として用いること等について定める(第六・五条)。 各締約国は、 貿易の技術的障害に関する協定の関連規定が定める範囲内で、 関連する国際規格及び指針又は勧告を自国の強制
- (6)ものとして受け入れることに積極的な考慮を払うこと等について定める(第六・六条)。 方の締約国は、 他方の締約国の強制規格が自国の強制規格と異なる場合であっても、 当該他 方の締約国の 強 制規格を同 |等な
- (7)該 (他方の締約国における適合性評価手続の結果を受け入れることを確保すること等について定める 方の締約国は、 他方の締約国における適合性評価手続が自国の適合性評価手続と異なる場合においても、 (第六・七条) 可能なときは、 当
- (8)他 \mathcal{O} ____ 方の締約国は、 関連する情報を提供する照会所を指定する旨定める 強制規格、 任意規格及び適合性評価手続に関する他方の締約国からの全ての妥当な照会に応じ、 (第六・八条)。 並びにその
- (9)強制規格、 任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会の設置及びその任務等について定める (第六・九条)
- (10) 第十六章の規定は、 第六章の規定については、 適用しない旨定める(第六・十条)。
- サービスの貿易(第七章

7

- 第七章の適用範囲について定める(第七・一条)。
- (2) 第七章における用語の定義について定める(第七・二条)。
- (3)者に対して内国民待遇を与えること等について定める(第七・三条)。 一方の締約国は、 附属書六の自国の特定の約束に係る表に記載する分野において、 他方の締約国のサービス及びサービス提供
- (4)満たさない措置であっても、 る旨定める 方の締約国は、 (第七・ 四条) 他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対して最恵国待遇を与える旨定めるとともに、 当該措置が附属書六の最恵国待遇の免除に係る表に掲げられている場合には、 維持することができ 最恵国待遇を
- (5)係る表において合意し、 方の締約国は、 市場アクセスに関し、 及び特定した条件及び制限に基づく待遇よりも不利でない待遇を与えること等について定める 他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、 附属書六の自国 の特定の約束に (第 七

八

五条)。

- (6)影響を及ぼす措置に関する約束について交渉することができる旨定める 両 「締約国は、 第七・三条及び第七・五条の規定に基づく特定の約束に係る表への記載の対象となっていない (第七・六条)。 サー ビスの貿易に
- (7)係る表に記載すること等について定める(第七・七条) 各締約国は、 第七・三条、 第七・五条及び第七・六条の規定に基づいて行う特定の約束を附属書六のそれぞれ 0 の特定の約 東に
- (8)施されることを確保すること等について定める(第七・八条) 各締約国は、 般に適用される全ての措置であってサービスの貿易に影響を及ぼすものが合理的 0 客観的 かつ公平な態様で実
- (9)証明を承認することができること等について定める 部 を満たすために、 方の締約国は、 他方の締約国のサー 当該他方の締約国において得られた教育若しくは経験、 ビス提供者に対して許可、 (第七・九条)。 免許又は資格証明を与えるに当たり、 満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格 自国の基 「準の 全部 又は
- (10) 条) 。 条から第七・ 締約国 は 五条までの規定に基づく自国の義務に反する態様で活動しないことを確保すること等について定める 自国の区域内の独占的なサー ビス提供者が関連する市場において独占的なサービスを提供するに当たり、 (第七・ 第七・三 +
- (12) (11) つ \overline{v} 締約国は、 方の締約国 T, 他方の締約国の要請に応じ、 第七・十三条に規定する場合を除くほか、 は サービス提供者の一定の商慣習であって、 当該商慣習を撤廃することを目的として協議すること等について定める サービスの貿易に関連する経常取引のための資金の国際的な移転及び支 競争を抑制し、 及びこれによりサービスの貿易を制限するものに (第七・十一条)。
- (13) 対する制限を課し、 玉 |際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれがある場合には、 又は維持することができること等について定める(第七・十三条)。 締約国 は、 サ 1 ビスの貿易に

払に対して制限を課してはならないこと等について定める(第七・十二条)

記載し 各締約国は、 た法的拘束力のない表を作成すること等について定める 全ての分野において、 第七・三条から第七・五条までの規定に基づく義務に影響を及ぼす全ての関係する措置を (第七・十四条)

(14)

九

- (15) れ ができる旨定める(第七・十五条)。 又は支配され、 方の締約国は、 かつ、一定の場合に該当するときは、 他方の締約国のサービス提供者であって当該他方の締約国の法人であるものが第三国の者によって所有さ 当該サービス提供者に対し、第七章の規定による利益を否認すること
- (16) サービスの貿易に関する小委員会の設置及びその任務等について定める(第七・十六条)。
- (17) ことを適当な時期に検討すること等について定める(第七・十七条)。 両 . 締約国間のサービスの貿易の更なる自由化のため、 両締約国は、 第七章の規定等の見直しを両締約国が合意する機会に行う
- 8 自然人の移動 (第八章)
- (1)第八章の一般原則について定める(第八・一条)。
- (2)第八章の適用範囲について定める(第八・二条)。
- (3)第八章における締約国の自然人の定義について定める(第八・三条)。
- (4)ついて定める(第八・四条) 他方の締約国の短期の商用訪問者等については、附属書七に定める条件に従って入国及び一時的な滞在が許可されること等に
- (5)いて定める(第八・五条) の入国等について効果的な申請を行うために必要な要件及び手続に関する情報を、 方の締約国は、 附属書七に定める自国の特定の約束の対象となる自然人に関し、 協定の効力発生の日に公表すること等につ 他方の締約国の自然人が当該一方の締約国
- (6)自然人の移動に関する小委員会の設置及びその任務等について定める(第八・六条)。
- (7)八・七条)。 第十六章に定める紛争解決手続は、 一定の場合を除くほか、 第八章の規定については適用しないこと等について定める (第
- 9 電子商取引(第九章)
- (1)第九章の目的、 他の章との関係等について定める (第九・一条)。
- 第九章における用語の定義について定める(第九・二条)

(2)

(9)(3)(12) (11) (10) (8)(7)(6)(5)(4)要求してはならないこと等について定める(第九・十一条) 区 と等を確保する旨定める 旨定める(第九・七条) タ る輸入、 いこと等について定める 維持する重要性を認識すること等について定める(第九・六条)。 九 つ ル ・ 1域内に所在するコンピュータ関連設備を利用し、 いて定める 各締約国は、 各締約国は、 各締約国は、 両 いずれの一方の締約国も、 いずれの一方の締約国も、 各締約国は、 両 いず ・四条) 「締約国は、 1締約国は、 方 れの締約国も、 プロダクトに与える待遇よりも不利な待遇を与える措置を採用し、 の締約国 頒布、 (第九・八条)。 電子商取引に影響を及ぼす自 貿易実務に係る文書の全てについて、 宣伝を目的とする要求されていない商業上の電子メールを規制するために適切かつ必要な措置をとるよう努める 電子商取引のための透明性のある、 は 両締約国間における電子的な送信に対して関税を賦課しないという慣行を維持する旨定める(第九・三条)。 適当な場合には、 販売又は利用の条件として、 他方の締約国のデジタル・プロダクトに対し、 電子署名を規制する一定の措置を採用し、又は維持してはならないこと等について定める (第九・十条)。 (第九・九条)。 他方の締約国の者が所有するソフトウェア又は当該ソフトウェアを含む製品 他方の締約国のサービス提供者等が自国の区域内における事業を遂行するための条件として、 電子商取引の発展を促進するため、二国間で協力し、 当該ソフトウェアのソース・コードの移転又は当該ソース・コ 国の全ての措置が、 かつ、 又は当該区域内にコンピュータ関連設備を設置することを要求してはならな 公衆による電子的な形式での利用を可能なものとするよう努めること等に 効果的な措置であって、 透明性のある、 自国の同種のデジタル・プロダクト又は第三国の同種のデジ 又は維持してはならないこと等について定める(第 客観的、 消費者の保護に関するもの等を採用し、 並びに地域的な及び多数国間 合理的 かつ公平な態様で実施されるこ \mathcal{O} ードへのアクセスを 自 国 (第九・五条)。 の区域内におけ の場に積極 当該 及 び

的

に参加すること等について定める(第九・十二条)。

- (13) 電子商取引に関する小委員会の設置及びその任務等について定める (第九・十三条)。
- 投資(第十章)

10

- (1) 第十章の適用範囲について定める(第十・一条)。
- (2) 第十章における用語の定義について定める(第十・二条)。
- (3)えること等について定める 方の締約国は、 自国の区域内において、 (第十・三条)。 投資活動に関し、 他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、 内国民待遇を与
- (4)える旨定める(第十 一方の締約国は 自国の区域内において、 四条) 0 投資活動に関し、 他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、 最恵国待遇を与
- (5)**遇並びに十分な保護及び保障を含む。)を与えること等について定める(第十・五条)。** 方の締約国は、 自国の区域内において、 他方の締約国の投資家の投資財産に対し、 国際法に基づく待遇 (公正かつ衡平な待
- (6)は 1 最恵国待遇を与えること等について定める(第十・六条) 方の締約国は、 自国の区域内において、 裁判所の裁判を受ける権利等に関し、 0 他方の締約国の投資家に対し、 内国民待遇又
- (7)特定の使用料等の採用等の特定措置の履行要求を課し、 $\langle v \rangle$ ず れの締約国も、 自国の区域内における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、 又は強制してはならないこと等について定める 現地調達、 ライセンス契約における (第十・七条)
- (8)る \mathcal{O} $\langle \cdot \rangle$ 旨定めるとともに、 自国の表に記載する分野等に関する新たな措置等を採用する場合には、 第十・三条、 (第十・八条)。 第 十 ・ 四条及び第十・七条の規定は、 方の締約国が附属書八の自国の表に記載する現行の措置を改正し、 附属書八及び附属書九に記載する措置等一定の措置については、 事前に他方の締約国に通報すること等について定め 若しくは修正する場合又は附属書九 適用しな
- (9)用又は国有化等に伴う補償は、 及び正当な法の手続等に従うことという条件を満たさない限り、 $\langle v \rangle$ ずれの一方の締約国も、 公共の目的のためであること、無差別であること、 公正な市場価格に相当するものでなければならないこと等について定める 収用又は国有化等を実施してはならない旨定めるとともに、 迅速、 適当かつ実効的な補償の支払を伴うこと (第十・九条)。 収

- (11) (10)内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、 で 口 定める ない 復等の解決方法に関し、 方 方 待遇を与えること等について定める の締約国は、 の締約国は、 (第十・十一条) 武力紛争等により自 定の場合を除くほか、 0 内国民待遇又は最恵国待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていず 国 の区域内にある投資財産に関して損失等を被った他 (第十・十条)。 自国の区域に向けた又は自国の区域 遅滞なく、 か う、 自由に行われることを確保すること等について からの全ての資金の移転であって、 高方の 締 'n 約 か有利なものより 玉 の投資家に対 自 国 Ļ の Ł 区域 不利 原状
- (12) (第十・十二条)。 自 「国の投資家の損害の塡補等を行った締約国又はその指定する機関による当該投資家の権利又は請求権の代位について定める
- (13) め 度を規律する規則による仲裁 国民との間の投資紛争の Z 方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争が協議により解決されない場合には、 (第十・十三条) 解決に関する条約による仲裁、 玉 「際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等の 投資紛争解決国際センターの事務局が手続を実施するための追加的 いずれかに付託されること等について定 当該紛争 は、 国家と他の 玉 な制 家 \mathcal{O}
- (14) 措置を採用し、 もたらす場合には、 い ず れの締約国も、 又は維持することができる旨定める 投資財産に関連する国境を越える資本取引並びに投資財産に関連する支払及び資金の移転に関する制限的 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生ずる場合又は資金の移転が経済全般 (第十・十四条) 0 の運営に 重大な困 [難を な
- (15) 定め 締 る(第十・十五条) 約国は、 信用秩序の維持の 0 ための金融サービスに関連する措置を採用し、 又は維持することを妨げられないこと等につい Ċ
- (16) は支配され、 益を否認することができる旨定める 方 の締約国は、 かつ、 他方の締約国 ___ 定 の場合に該当するときは、 の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によって所有され、 (第十・十六条) 当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、 0 第十章の規定による利 Z
- (17) 両 締約国は、 それぞれ自国の健康、 安全及び環境に関する措置の緩和又は労働基準の引下げを通じて各締約国又は第三国 Iの 投

Ξ

- 資家による投資を奨励することを差し控える旨定める(第十・十七条)。
- 投資に関する小委員会の設置及びその任務等について定める(第十・十八条)。

(18)

- (19) 二国間投資協定は、 協定の効力発生の日に終了すること等について定める(第十・十九条)。
- (20)日 から更に十年の期間引き続き効力を有する旨定める(第十・二十条)。 協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、 第十章の規定及び第十章に直接関係する協定の規定は、 協定の終了の
- 11 競争(第十一章)
- (1)各締約国は、 自国の法令に従い、 反競争的行為に対して適当と認める措置をとる旨定める (第十一・一条)。
- (2)Ļ 両締約国は、 及び支援する旨定める それぞれ自国の法令に従い、 (第十一・二条)。 かつ、 自己の利用可能な資源の範囲内で、 反競争的行為の規制に関して相互に協力
- (3)・三条)。 各締約国は、 同様の状況にある者の間で国籍を理由とした差別を行うことなく、 自国の競争法令を適用する旨定める (第 十
- (4)る 各締約国は、 (第十一・四条)。 反競争的行為を規制するため、 自国の関係法令に従い、 行政上及び司法上の手続を公正な方法で実施する旨定め
- (5)各締約国は、 自国の競争法令及び競争政策の実施の透明性を促進する旨定める (第十一・ 五条)。
- (6)第一・八条2及び第十六章の規定は、 第十一章の規定については、 適用しない旨定める(第十一・六条)。
- 12 知的財産(第十二章)
- (1)的財産権を行使するための措置をとること等について定める 両締約国は、 知的財産の十分にして効果的かつ無差別な保護を与え、 (第十二・一条)。 及び確保し、 並びに知的 財産権の侵害への対処として知
- (2) 第十二章における知的財産の定義について定める(第十二・二条)。
- (3)方の締約国は、 貿易関連知的所有権協定第三条及び第五条の規定に従い、 知的財産の保護に関 Ľ 内国民待遇を他方の締約

国の国民に与える旨定める(第十二・三条)。

兀

(12) (10) (9)(6)(17) (16) (15) (14) (13) (11) (8)(7)(5)(4)び されないことを確保すること等について定める(第十二・七条)。 権利を有することを確保する旨定める(第十二・十五条)。 するために職権により行動することができる手続等を採用し、 \mathcal{O} て、)刑罰を定めること等について定める(第十二・十六条) 各締約国の権利行使の手続は、 各締約国は、 各締約国は、 各締約国は、 各締約国は、 各締約国は、 各締約国は 著作権及び関連する権利について定める(第十二・十条)。 商標の登録を拒絶し、 各締約国は、 各締約国は、 両 各締約国は、 適切な措置をとること等について定める(第十二・四条) 各締約国は、 締 適切な措置をとること等について定める(第十二·五条)。 約国は、 少なくとも故意による商業的規模の商標の不正使用及び著作物の違法な複製について適用される刑事上の手続及 開示されていない情報を十分かつ効果的に保護することを確保する旨定める(第十二・十三条)。 物品の全体及び適当なときは部分について、意匠の十分かつ効果的な保護を与える旨定める(第十二・八条)。 知的財産に関する制度の効率的な運用を確保するため、 知的財産の権利者が侵害者に対し知的財産権の侵害によって被った損害を補塡するために適当な賠償を請求する 輸入貨物に関し、 不正競争行為からの効果的な保護を与えること等について定める(第十二・十二条)。 地理的表示の十分かつ効果的な保護を確保する旨定める(第十二・十一条)。 特許出願に係る保護の対象がコンピュータ・プログラムに関連することのみを理由として、当該特許出願 知的財産の保護についての啓発を促進するための必要な措置をとる旨定める(第十二・六条)。 自国の知的財産に関する制度の運用における透明性を一 又は取り消すべき事由等について定める(第十二・九条)。 デジタル通信網における著作権又は関連する権利の侵害について適用する旨定める 自国の税関当局が商標権又は著作権及び関連する権利を侵害する疑いのある物品の解放を停止 0 又は維持すること等について定める(第十二・十四条)。 層促進するため、 知的財産権に関する自国の行政上の手続を改善するため 自国の法令に従って可能 な範囲にお (第十二・

が拒絶

い

Ŧ.

十七条)。

(10)
(18)
知的財産に関する小委員会の設置
置
及び
いス
D
任務等に
つい
いて
て定める
(第十二
・十八条)
0

- (19) の 第十二章の規定の適用上、 部を成す旨定める(第十二・十九条) 貿易関連知的所有権協定第七十三条の規定は、 必要な変更を加えた上で、協定に組み込まれ、 協定
- 13 政府調達(第十三章)
- (1) 政府調達に関する原則について定める(第十三・一条)。
- (2)中 央政府の間で行う旨定める 両 「締約国は、 政府調達に関する自国の法令、 (第十三・二条) 0 政策及び慣行について並びに現行の政府調達制度の改革について、 情報の交換を
- (3)を目的として、 両締約国は、 第十三章の規定を見直すための交渉を開始する旨定める(第十三・三条)。 モンゴル国が政府調達協定の締約国となる意思を表明したときに、 政府調達に関する包括的な章を実現すること
- (4)ての有利な待遇を第三国に与える場合には、 に与える旨定める 一方の締約国は、 (第十三・四条)。 協定の効力発生の日の後、 他方の締約国の要請に応じ、 自国の政府調達市場へのアクセスに関する利益又は政府調達に関する措置につい 当該他方の締約国との間で交渉するための機会を十分
- (5) 政府調達に関する小委員会の設置及びその任務等について定める(第十三・五条)。
- 14 ビジネス環境の整備(第十四章)
- (1)るために適切な措置をとること等について定める(第十四・一条)。 一方の締約国は、 自国の法令に従い、 自国において事業活動を遂行する他方の締約国の者のためのビジネス環境を一層整備す
- (2)ビジネス環境の整備に関する小委員会の設置及びその任務等について定める(第十四・二条)
- (3)各締約国は、 第十四章の目的のため、 連絡事務所を指定し、 及び維持する旨定める(第十四・三条)。
- (4)第十六章の規定は、 第十四章の規定については、 適用しない旨定める(第十四・四条)。
- 15 協力(第十五章)

(1)

両締約国間の協力の基本原則及び協力の分野について定める(第十五・一条)。

六

- (2)第十五章の規定に基づく協力の範囲及び形態については、 実施取極で定める旨定める(第十五・二条)。
- (3)条) 。 第十五章の規定に基づく協力のための費用は、 両締約国が相互に合意する方法で負担すること等について定める(第十五・三
- (4)協力に関する小委員会の設置及びその任務等について定める(第十五・四条)。
- (5)第十六章の規定は、 第十五章の規定については、 適用しない旨定める(第十五・五条)。
- 16 紛争解決(第十六章)
- 第十六章の適用範囲について定める(第十六・一条)。
- (2) 協定の解釈及び適用についての一般原則について定める(第十六・二条)。
- (3) 紛争解決の場の選択について定める(第十六・三条)。
- (4)とができること等について定める(第十六・四条)。 一方の締約国は、 協定の解釈又は適用に関するいかなる問題についても、 他方の締約国に対して書面により協議を要請するこ
- (5)条) 。 両締約国が合意する場合には、 あっせん、調停又は仲介をいつでも開始することができること等について定める(第十六・五
- (7) 仲裁裁判所の構成について定める(第十六・七条)。(6) 仲裁裁判所の設置について定める(第十六・六条)。
- (8) 仲裁裁判所の任務について定める(第十六・八条)。
- (9) 仲裁裁判手続について定める(第十六・九条)。
- (1) 仲裁裁判手続の終了について定める(第十六・十条)。
- ① 仲裁裁判所の裁定の実施について定める(第十六・十一条)。
- (12) 特定の紛争に関する第十六章に定める期間の変更について定める(第十六・十二条)。
- 仲裁裁判手続の費用について定める(第十六・十三条)。

(13)

<u>一</u> 七

- ① 仲裁裁判手続で用いられる言語について定める(第十六・十四条)。
- 17 最終規定(第十七章)
- (1)及ぼすものではない旨定める 協定の目次並びに協定中の章、 (第十七・一条)。 節及び条の見出しは、 引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、 協定の解釈に影響を
- (2) 協定の附属書及び注釈は、協定の不可分の一部を成す旨定める(第十七・二条)。
- (3) 協定の改正について定める(第十七・三条)。
- (4) 協定の効力発生について定める(第十七・四条)。
- (5)協定の終了について定める(第十七・五条)。
- (6)て定める 日 本語、 (第十七・六条) モンゴル語及び英語をひとしく正文とするとともに、 0 正文の間に相違がある場合には英語の本文によること等につい
- 18 附属書
- (-)両
 締約国が
 実施する
 関税の
 撤廃及び
 引下げ等の
 対象品目、 条件等について定める(附属書一)。

これらの概要は、次のとおりである。

- (1) 我が国による関税撤廃等(第二編)
- (ア) 概要及び対象品目
- 定 経た後に関税を撤廃するものは約八百十品目、 品 再交渉又は除外) 目数では、 全約九千三百六十品目のうち、 が約千三百品目になる。 協定の発効時に関税を撤廃するものは約七千二百四十品目、 関税の引下げの対象となるものは約十品目、 その他のも \mathcal{O} _. (関税割当ての設 定の経過期間を
- 関税割当ての設定、 百八十品目のうち、 分野別では、 鉱工業品約六千六百八十品目のうち、 再交渉又は除外の各分類で対応する。 約千六十品目を除くものについて関税を撤廃する。 約二百五十品目を除くものについて関税を撤廃し、 関税の撤廃が困難なものについては、 農林水産品約二千六 関税の引下げ、

八

主要品目毎の概要

(1)

品名	基準税率	関税撤廃等の内容
塩	ーキログラム	段階的関税撤廃(一一年目)
	につき五〇銭	
ほたる石	—	即時関税撤廃
モリブデン	—	即時関税撤廃
石炭	—	即時関税撤廃
コークス	-	即時関税撤廃
カシミヤやぎの毛	—	即時関税撤廃
カシミヤ毛製のジャージー、プルオー	—	即時関税撤廃
バー、カーディガン、ベスト等の衣料製		
晤		
ショール、スカーフ、マフラー等の衣料	I	即時関税撤廃
製品		
ピストン式内燃機関の部分品	I	即時関税撤廃
電気式でない原動機(蒸気機関、ピスト	I	即時関税撤廃
ン式内燃機関等を除く。)の部分品		

は、五年目又は日本国政府がモンゴル国政府による申請を受け、偶蹄類の肉及び肉製品の加熱処理を行うモンゴル国の施設をまた、コーンビーフ、ビーフジャーキー等の一部の牛肉調製品等については、関税割当てが設定されるものとし、両締約国

<u>一</u> 九

早い年において、市場アクセスの条件の改善その他の事項について交渉することとされている。 日本国への輸出のための当該加熱処理を行う資格を有するものとして現地検査を含む必要な手続により指定した年のいずれか

ペットフードの関税は、 即時に、又は段階的削減の後十一年目に撤廃される。

その他のほとんどの鉱工業品の関税については、 即時に、 又は段階的削減の後十一年目までに撤廃される。

- (2) モンゴル国による関税撤廃等(第三編)
- (ア) 概要及び対象品目

経た後に関税を撤廃するものは約千三百品目、その他のもの 分野別では、 品目数では、全約五千七百二十品目のうち、協定の発効時に関税を撤廃するものは約三千四百二十品目、 鉱工業品約四千六百四十品目のうち、 約六百三十品目を除くものについて関税を撤廃し、 (再交渉又は除外)が約千品目になる。 農林水産品約千八十 一定の経過期間を

分類で対応する。 品目のうち、約三百七十品目を除くものについて関税を撤廃する。関税の撤廃が困難なものについては、 再交渉又は除外の各

(イ) 主要品目毎の概要

品名	基準税率	関税撤廃等の内容
切花等		即時関税撤廃
りんご		即時関税撤廃
ストロベリー	I	即時関税撤廃
1181月11日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	五 %	段階的関税撤廃(一一年目)
みそ	五. %	段階的関税撤廃(六年目)
清酒及び焼酎	I	即時関税撤廃
ゴム製の空気タイヤ(新品のもの)		即時関税撤廃

年)		
ほとんどは即時関税撤廃、一部は再交渉(両締約国が合意した	五 %	輪車
ほとんどは段階的関税撤廃(一一年目)、一部は即時関税撤廃	五 %	自動車部品
ほとんどは即時関税撤廃、一部は段階的関税撤廃(一一年目)	五 %	貨物自動車
(一部の救急車等)		
十年以上の乗用自動車)、再交渉(両締約国が合意した年)		
(製造から七年以上九年以下の乗用自動車)、除外(製造から		
等)、一一年目に基準税率から無税までの引下げにより撤廃		
税撤廃(一一年目)(製造から四年以上六年以下の乗用自動車		
即時関税撤廃(製造から三年以下の乗用自動車等)、段階的関	五 %	乗用自動車その他の自動車
年)		
ほとんどは即時関税撤廃、一部は再交渉(両締約国が合意した		バス
		キスカベーター、ショベルローダー等
ほとんどは即時関税撤廃、一部は段階的関税撤廃(六年目)	五 %	ブルドーザー、メカニカルショベル、エ

(__) において特定の製造又は加工の作業が行われることを求める基準等を定める(附属書二)。 る工程を経た結果、当該材料と当該産品との間に一定の関税分類の変更が生じていること。)を求める基準、産品を生産する工程 占める割合)が一定以上となることを求める基準(QVC四〇又はQVC五〇)、一定の関税分類の変更(材料から産品を生産す 毎に、原産資格割合(産品の本船渡し価額から当該産品の生産に使用される非原産材料の価額を除いた価額が当該本船渡し価額に 非原産材料を使用して生産される産品が締約国の原産品とみなされるために満たすべき基準として、品目別規則を定める。品目

(品目別規則の例(附属書二))

第一編 一般的注釈

この附属書に定める品目別規則の適用上、

(a) ~(c) (略)

(d) 次の定義を適用する。

(i) をいう。 パーセント以上又は五十パーセント以上の産品であって、その生産の最終工程が締約国において行われたものであること 「QVC四〇」又は「QVC五〇」とは、それぞれ、第三・四条に定める計算式を用いて算定する原産資格割合が四十

注釈(略)

- (ii) (iii) 非原産材料について、 われたことをいう。 「CTH」とは、各類、 「 C C 」 と は 、 各 類 、 統一システムの関税分類の変更であって二桁番号の水準におけるもの(すなわち、類の変更)が行 項、 項、 号の産品への他の類の材料からの変更を示す。このことは、産品の生産に使用された全ての 号の産品への他の項の材料からの変更を示す。このことは、産品の生産に使用された全て
- 行われたことをいう。 の非原産材料について、 統一システムの関税分類の変更であって四桁番号の水準におけるもの(すなわち、 項の変更)が
- (iv) ての非原産材料について、 が行われたことをいう。 「CTSH」とは、各類、 統一システムの関税分類の変更であって六桁番号の水準におけるもの(すなわち、号の変更) 項、 号の産品への他の号の材料からの変更を示す。このことは、 産品の生産に使用された全
- (v)「WO」とは、第三・三条の規定に従い、 締約国において完全に得られ、 又は生産されることをいう。

注釈 (略)

(e) •

(f)

(略)

第二編

品目別規則

(抜粋)

1 1

流ーンステムの番号	締約国において当該締約国の原産	国の原産品とされるために必要な工程
	メリヤス編み、クロセ編み又は織りの工程	製品化の工程
六一・〇一-六一・一七		
六二・〇一-六二・一七	必要	必要
六三・〇一 - 六三・一〇		

関税率表番号	品目別規則
第二三類 二三・〇一	CC
第二七類 二七・〇一 二七〇一・一一 CTH又はQVC四〇	C T H Z は Q V C 凹 〇
ニセ・一〇ニセー〇・九一	WO
第二八類 二八・〇一	CTSHZはQVC四〇
第六一類	織物類又は編物類からの製造(付表に規定する必要な工程を経る場合に限る。)
第六二類	織物類又は編物類からの製造(付表に規定する必要な工程を経る場合に限る。)
第六三類	織物類又は編物類からの製造(付表に規定する必要な工程を経る場合に限る。)

附属書二の付表 繊維及び繊維製品の品目別規則(第五○類から第六三類まで)

衣類、衣類附属品及び紡織用繊維のその他の製品(第六一類、第六二類及び第六三・〇一項から第六三・一〇項

Е

まで)

三 産品が原産品であることを証明する原産地証明書に必ず記載されるべき事項として、輸出者及び輸入者の詳細、品名及び関税分
類番号、当該産品が原産品とみなされるために適用される基準等を定める(附属書三)。
(四) 金融サービスに関して第七章を補足する規定として、国内規制、新たな金融サービス、支払及び清算の制度、自主規制団体、透
明性、申請手続、効果的なかつ透明性のある規制、信用秩序の維持のための措置の承認、情報の移転及び処理並びに紛争解決につ
いて定める(附属書四)。
 ① 電気通信サービスに関して第七章を補足する規定として、アクセス及び利用、競争条件の確保のためのセーフガード、再販売、
相互接続、独立の規制機関、ユニバーサル・サービス、免許基準の公の利用可能性、希少な資源の分配及び利用、透明性、電気通

- (六) 信に関する紛争解決並ひに国際機関との関係について定める(防属書五) 各締約国がサービスの貿易について行う特定の約束及び我が国に係る最恵国待遇の免除について定める(附属書六)。
- (1)これらの概要は、次のとおりである。

我が国による特定の約束(第一編A) 我が国は次に掲げる十一分野に関して約束する。

務サービス) のサービスを除く。)、研究及び開発のサービス、不動産に係るサービス、運転者を伴わない賃貸サービス並びにその他の実 実務サービス(自由職業サービス、電子計算機サービス及び関連のサービス(航空運送のためのコンピュータ予約システム

通信サービス(郵便又はクーリエ・サービス、電気通信サービス、音響・映像サービスを含む。)

- 立工事、 建設サービス及び関連のエンジニアリング・サービス(建築物に係る総合建設工事、土木に係る総合建設工事、 建築物の仕上工事を含む。) 設置及び組
- 流通サービス (問屋サービス、卸売サービス、小売サービス、フランチャイズ・サービスを含む。)
- 教育サービス (初等教育サービス、中等教育サービス、高等教育サービス、成人教育サービスを含む。)

一匹

、°))	金融サービス	環境サービス
	(保険及び保険関連のサービス並びに銀行サービスその他の金融サービス(保険及び保険関連のサービスを除	(汚水サービス、廃棄物処理サービス、衛生サービス及びこれに類似するサービスを含む。)

(介護福祉士が提供するサービスを含み、保育サービスを除く。)を含む。 健 康に関連するサービス及び社会事業サービス(病院サービス、その他人の健康に関連するサービス、社会事業サービス

む。) 観光サー ビス及び旅行に関連するサービス(ホテル及び飲食店のサービス、 旅行業サービス、 観光客の案内サービスを含

文化サービス、スポーツその他の娯楽のサービスを含む。 娯楽、 文化及びスポーツのサービス(興行サービス、通信社サービス、 図書館、 記録保管所及び博物館のサー ビスその他の

路運送サービス、パイプライン輸送、 運送サービス(海上運送サービス、 全ての形態の運送の補助的なサービスを含む。 内陸水路における運送サービス、 航空運送サー -ビス、 宇宙運送、 鉄道運送サービス、 道

(2) モンゴル国による特定の約束(第一編B)

モンゴル国は次に掲げる十一分野に関して約束する。

ビス並びにその他の実務サービス) 実務サービス (自由職業サービス、 電子計算機サービス及び関連のサービス、研究及び開発のサービス、 不動産に係るサー

通信サービス (郵便サービス、クーリエ・サービス、電気通信サービス及び音響・ 映像サービス)

立工事並びに建築物の仕上工事) 建設サービス及び関連のエンジニアリング・サービス(建築物に係る総合建設工事、 土木に係る総合建設工事、 設置及び組

流通サービス (問屋サービス、 卸売サービス、小売サービス及びフランチャイズ・サービス)

教育サービス(高等教育サービス、成人教育サービスを含む。)

環境サービス(固形又は有害な廃棄物処理並びに環境影響評価及び環境リスク分析)

____ 五.

おりである。
できること、入国及び一時的な滞在等が許可される期間等について定める(附属書七)。
(七) 各締約国が入国及び一時的な滞在を求める他方の締約国の自然人に対し入国前に適当な査証等を取得することを要求することが
漁業に関連するサービス
エネルギー・サービス
国際海上運送サービス(旅客及び貨物の運送サービスを含む。)
海上貨物利用運送サービス
我が国は次に掲げる四分野を免除の対象として掲げている。
(3) 我が国に係る最恵国待遇の免除(第二編)
運送サービス(海上運送サービス、鉄道運送サービス、パイプライン輸送及び全ての形態の運送の補助的なサービス)
スポーツその他の娯楽のサービス)
娯楽、文化及びスポーツのサービス(興行サービス、図書館、記録保管及び博物館のサービスその他の文化サービス並びに
案内サービスを含む。)
観光サービス及び旅行に関連するサービス(ホテル及び飲食店のサービス(仕出しを含む。)、旅行業サービス、観光客
Z)
健康に関連するサービス及び社会事業サービス(病院サービス、その他人の健康に関連するサービス及び社会事業サー
$\langle \circ \rangle$))
金融サービス(保険、再保険及び運送保険並びに銀行サービスその他の金融サービス(保険及び保険関連のサービスを除

(7) 業務連絡等に参加するため、日本国内から報酬を得る等の行為を行うことなく日本国に滞在するモンゴル国の自然人 (1)

我が国の特定の約束(第一編)

九十日を超えない期間(この期間は、更新することができる。)の入国及び一時的な滞在

<u>一</u> 六

玉	(I)		(ウ)		の	た	(1)	
lにおける一時的な滞在の間に弁護士が提供する法律サービス等の活動に従事するもの	法律サービス等のサービスの提供者として日本国の法令により弁護士等の資格を有するモンゴル国の自然人であって、日本	三箇月間、一年間、三年間又は五年間(この期間は、更新することができる。)の入国及び一時的な滞在	日本国における一時的な滞在の間に日本国における事業に投資してその経営を行う活動等に従事するモンゴル国の自然人	三箇月間、一年間、三年間又は五年間(この期間は、更新することができる。)の入国及び一時的な滞在	日本国における支店等に転任し、日本国における一時的な滞在の間に長として支店等を管理する活動等に従事するもの	にり、日本国内においてサービスの提供等を行う公私の機関によって雇用されている者に限る。)であって、当該公私の機関	(イ) モンゴル国の自然人(日本国への入国及び日本国における一時的な滞在に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわ	

(オ) 又は Ł の等の事業活動に従事するモンゴル国の自然人 日 知識を必要とする活動であって、 本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づき、 出入国管理及び難民認定法に定める「技術・人文知識・ 日本国における一時的な滞在の間に物理学等の高度の水準の技術 国際業務」 の在留資格に基づく

三箇

月間、

年間、

三年間又は五年間(この期間は、

更新することができる。)の入国及び一時的な滞在

- 三箇月間、 年間、 三年間又は五年間 (この期間は、 更新することができる。) の入国及び 時 的 な滞在
- (カ) (ハから)までの規定に基づき入国及び一時的な滞在が許可されたモンゴル国の自然人に同行する配偶者及び子 原則として当該自然人に許可された一時的な滞在の期間と同一の期間の入国及び一時的な滞在
- (2) モンゴル国の特定の約束(第二編)
- (7)業務連絡等に参加するため、 三十日を超えない期間 (この期間は、 モンゴ ル国内から報酬を得る等の行為を行うことなくモンゴ 更新することができる。)の入国及び一時的な滞在 ル国に滞在する日 本国の自然人
- (1) 日 年 本国の自然人であって、 間 (この期間は、 更新することができる。 モンゴル国における日本国の法人の業務上の拠点に転任する経営者、 \smile の入国及び一 時的な滞在 役員又は専門家
- (ウ) モ ンゴル国における一時的な滞在の間にモンゴル国における事業に投資してその経営を行う活動等に従事する日本国の自然

二 七

一年間(この期間は、更新することができる。)の入国及び一時的な滞在

モンゴル国の法令に基づく資格を有するサービス提供者である日本国の自然人

(I)

人

- 一年間(この期間は、更新することができる。)の入国及び一時的な滞在
- (才) モンゴル国にある公私の機関との間の契約に基づき技術的、 指導的又は監督的地位を占める日本国の自然人
- 一年間(この期間は、更新することができる。)の入国及び一時的な滞在
- (カ) 九十日又は当該契約の期間のうちいずれか短い期間の入国及び一時的な滞在 日 本国の法人とモンゴル国の法人との間の契約に基づきモンゴル国においてサービスの提供に従事する日本国の自然人
- (キ) 当該自然人に許可された一時的な滞在の期間と同 (ハから))までの規定に基づき入国及び一時的な滞在が許可された日本国の自然人に同行する配偶者及び子 一の期間の入国及び一時的な滞在
- (U)る 投資についての内国民待遇、 (附属書八)。 最恵国待遇又は特定措置の履行要求の禁止の義務に適合しない各締約国の現行の措置について定め

これらの概要は、次のとおりである。

1) 我が国による留保(第一編)

に掲げる十二分野(二十二項目)の留保を付する。 第十・三条、第十・四条及び第十・七条のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置に関して、 留保には、 「分野」、 「小分野」、 「産業分類」、 「留保の種類」、 我が国は次 「措

置」及び「概要」の各事項が記載される。

農林水産業(植物育成者権)

金融業 (銀行業)

熱供給業

情報通信業(電気通信業及びインターネット付随サービス業)

製造業
(医薬品製造業、
皮革製造業及
皮革製造業及び皮革製品製造業)

船舶の国籍に関する事項

石油業

鉱業

されているものを除く。) 農林水産業及び関連するサービス (領海、 内水、 排他的経済水域及び大陸棚における漁業であって、 附属書九第一編で規定

警備業

運輸業 用運送事業、 (航空運輸業 鉄道業、 (航空運送業、 道路旅客運送業及び水運業 航空機使用業 (航空運送業を除く。)及び航空機登録原簿への航空機の登録)、 貨物利

上水道業

モンゴル国による留保 (第二編)

(2)

目 (1)に掲げるいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置に関して、モンゴル国は次に掲げる十二分野(十八項 製造) の留保を付する。 全ての分野 (土地の所有権及び使用権、 留保には、 「分野」、 外国人労働者の就労許可、 「小分野」、 「留保の種類」、 外国投資家の最低投資額、 「措置」 及 び 「概要」 詳細な環境影響評価、 の各事項が記載される。 爆発物

鉱業

金融業 (銀行サービスその他の金融サービス業 (その他の信用供与サー ビス業及びファイナンス・リースサービス業)、 保

険業、 ノンバンク業、 投資ファンド業及び貯蓄・ロ] ン協同組合業)

電気通信業及び放送業

マスメディア業

石油業

(九) (1) とり得る分野等について定める(附属書九)。 投資についての内国民待遇、 保を付する。 若しくは一層制限的な措置を採用することができる分野、 これらの概要は、次のとおりである。 される。 我が国による留保 第十・三条、第十・四条及び第十・七条のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな 漁業 情報通信業 武器・火薬産業(武器産業及び火薬類製造業) 全ての分野(公的企業等の持分等の移転又は処分、 製造業(なめし革製造業及び皮革製造業) 土地取引に関する事項 エネルギー産業(電気業、 航空宇宙産業(航空機産業及び宇宙開発産業) (領海、 留保には、 (放送業) 内水、 (第一編) 「分野」、「小分野」、「産業分類」、 排他的経済水域及び大陸棚における漁業) 最恵国待遇又は特定措置の履行要求の禁止の義務に適合しない現行の又は新たな措置を各締約国が ガス業及び原子力産業) 指定された企業等にのみ認められている特定の活動及び補助金) 小分野又は活動に関して、 「留保の種類」、 「概要」及び「現行の措置」の各事項が記載 我が国は次に掲げる八分野(十項目)の留

エネルギー業(原子力エネルギー業)

農産品の取引

水源調査

狩猟

天然植物の採集

1

Ē

定第十五章の規定に基づく協力の範囲及び形態等、	関税法令の適正な適用等のための税関当局間の	19 実施取極	に基づいて調査することが要求されること等に	実関係において間接的な収用を構成するか否	白な差押えなしに直接的な収用と同等の効果	(十) 収用に関する第十・九条の規定に関し、直接	鉱業	通信業(ラジオ及びテレビジョンのサー	建設業(不動産の開発及び取引)	民間航空業(商業目的のための航空運輸	運輸業(鉄道業)	製造業(羊毛産業及びカシミア産業)	食品産業(戦略的食糧の生産)	及び補助金)	全ての分野(公的企業等の持分等の移転又は処分、	「分野」、「小分野」、「留保の種類」、	用することができる分野、小分野又は活動に関して、	(1)に掲げるいずれかの規定により課される	(2) モンゴル国による留保(第二編)	法の執行及ひ矯正に係るサービス並ひと
、両締約国政府が協定を実施するための詳細及び手続を定める。	相互支援及び情報の交換、競争当局間の執行活動における協力及び情報の交換、協		こついて定める (附属書十) 。	か否かを決定するに当たっては、当該措置の経済的な影響等を考慮し、事案ごとに、事実	効果を有する場合をいう。)について取り扱うものであること、締約国の措置が特定の事	的な収用及び間接的な収用(締約国の一又は一連の措置が正式な権原の移転又は明		・ビス、ラジオ及びテレビジョンの放送サービス)		(輸業)					「又は処分、国家安全保障のために外国投資家による投資額を均衡させるための措置	「概要」及び「現行の措置」の各事項が記載される。	に関して、モンゴル国は次に掲げる八分野(十項目)の留保を付する。留保には、	の規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採		に社会事業サービス

<u>=</u>

三 協定の実施のための国内措置

この協定を実施するため、国内法の立法又は改正は必要としない。なお、この協定を実施するための特別な予算措置は、必要としな

د کا